

# 指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 足田 英司  
 税理士 中富 強  
 税理士 松谷 正俊

8月15日(月)16日(火)は  
お盆休業とします。

ご迷惑をおかけしますが  
よろしく申し上げます



## 8月の税務・労務

6月決算法人の確定申告	8月中の
12月決算法人の中間申告	決算応答日
3,9月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	月末の場合は 8月31日(水)
源泉所得税7月分納付期限	8月10日(水)
社会保険料・児童手当拠出金(7月分)の納付期限	8月31日(水)

## 8月の行事・業務案内

- 6(土) 広島平和記念日
- 7(日) 立秋
- 9(火) 長崎原爆の日
- 11(木) 山の日・国民の祝日
- 12(金) 国際青少年デー
- 15(月) 終戦記念日
- 23(火) 処暑
- 31(水) 二百十日



### 何の日?

広島平和記念日 広島に原爆を投下された日  
 / 立秋 二十四節気第13 / 長崎原爆の日 長崎に原爆を投下された日  
 / 山の日 国民の祝日・「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日」  
 / 国際青少年デー 国連によって青少年の社会参加を促す目的で制定された日  
 / 終戦記念日 第二次大戦が終結した日・戦没者を追悼し平和を祈念する日  
 / 処暑 二十四節気第14 / 二百十日 雑説・立春を起算日として210日目

● 最近、クラウド会計が注目されています。そのメリットとデメリットを考えてみました。

● 銀行、クレジットカードなど金融機関の取引明細を自動で取り込み、仕訳までできるので、簿記知識に頼らなくても入力可能。しかし、正確な仕訳であるかの判断は簿記知識や税務知識が必要。AIによる補正は正確な判断が前提。

● 現金や手形、小切手取引が多い場合は預金などの自動化だけでは大きなメリットにならないが、POSレジなどの導入でレジデータの自動化は可能。さらに給与計算や請求書発行などの様々なサービスとの連携で自動化が可能。

● インターネット環境があればどこでも利用可能。データ保存先がクラウドのため紛失や盗難の心配がない。さらに税理士事務所と情報共有が可能なので処理が速くなる。逆にインターネット環境がないと使えない。IDとPASSが漏れいすると盗用される場合もある。

● 入力にマウスを多用するため大量の仕訳入力には向かない。一方でスキャナやスマホの写メを使った入力が可能。

要は使い方の問題。顧問先様によっては便利になる場合があります。状況を判断してお勧めする場合がありますので、担当者にご相談ください。

クラウド会計は使い方によってはたいへん便利なツール  
でもデメリットもあるので注意が必要



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号  
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp  
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp  
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)

【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)  
 (ビジネスソフト) 弥生会計 MJS (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) (コンサル) 日本フードアドバイザー協会 (飲食向コンサル)

### 今号の紙面

- クラウド会計は便利? メリットとデメリットについて
- 償却資産税が半額! ○ マイナンバーの取扱について
- 民法改正案が出ました ○ Q&A 一般社団法人の相続対策

COOLBIZ

クールビズ期間 5月1日~10月31日は  
ノーネクタイ軽装で失礼いたします。

## 償却資産税の3年半減・金融支援の充実など 中小企業等経営強化法が施行されました



7月1日から中小企業や小規模事業者の経営力を強化するための法律が施行されました。

この認定を受けて購入した機械等の償却資産税が3年間半額になる特例を受けることができます。また、機械の購入資金をはじめとした融資制度の優遇措置を受けることもできます。

この特例を利用するためには、事業分野別に策定された生産性向上の基準に従った経営計画を策定し、その事業分野

別の行政機関の認定を受けなくてはなりません。

今回の手続きの特徴は、事業分野別に策定指針があり、その指針に沿った事業計画の認定を受けることとなります。

また、海外子会社が日本政策金融公庫と提携された外国銀行からの融資の際、債務保証を受けることができます。



### (償却資産税が軽減される固定資産の条件)

- 販売開始から10年以内のもので中古でないもの
- 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
  - ▶ 生産性の比較は、例えば単位時間当たりの生産量・精度の向上・エネルギー効率等を基準とし、設備メーカーを通じて工業会等が発行する証明により判断します
- 160万円以上の機械及び装置であること  
(所有権移転ファイナンスリースも対象)

### (償却資産税の減額手続き)

毎年、償却資産税の申告期限(1月末)までに次の書類を提出します。

- 主管大臣の認定書の写し
- 工業会等が発行した証明書の写し

## 税務調査の季節です

9月から税務調査が本格化します。顧問先のみならず、税務調査を行う場合、まず当事務所に事前通知がされます。しかし、なかには事前通知なく事業所などに直接調査に来る場合があります。

その場合の対応などを従業員の方にも、しっかりと指導をお願いします。

- ① 税理士の立会いがないまままで調査を行うことはできません。税理士に連絡が取れるまで待たせてください。
- ② 税理士と連絡がとれれば税理士にお任せください。

## 【最低賃金が引き上げられます。】

厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会は7月26日、2016年度の最低賃金(時給)の引き上げ幅の目安を、全国平均で3%相当の24円とすることを決めた。目安通りに上乗せされれば、最低賃金は時給822円(現行798円)となる。上げ幅は日給から時給ベースに切り替えた02年度以降で最大。

大阪の最低賃金は858円なので仮に3%単純にアップすれば883円になる。

なお、この認定を受ける前に設備を購入してしまった場合も特例は利用できませんが、次の注意が必要です。

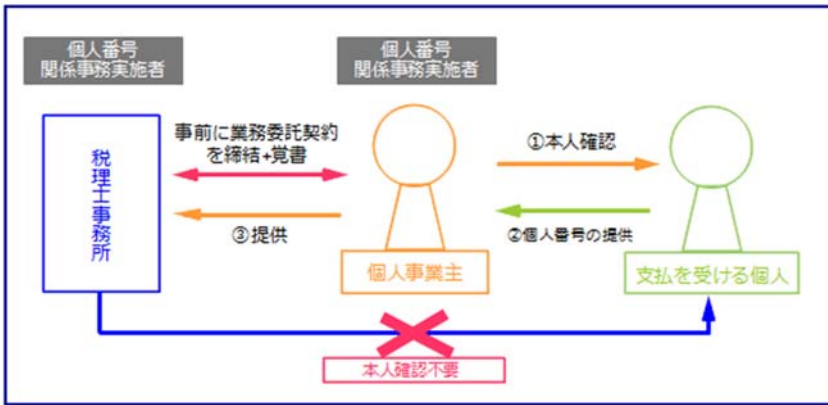
(1) 機械装置の取得日から60日以内に計画が受理される必要があること、(2) 機械装置の取得後、年末までに計画が認定されない場合は、減税期間が2年となること。

生産性の向上要件を証する工業会等が発行する証明書は申請から発行まで数日から2カ月程度かかり、主務大臣に申請する計画の認定に当たっては、受理から認定までは最大30日を要するといわれています。

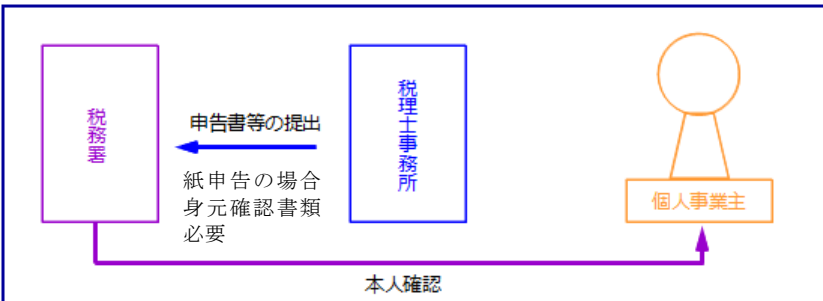
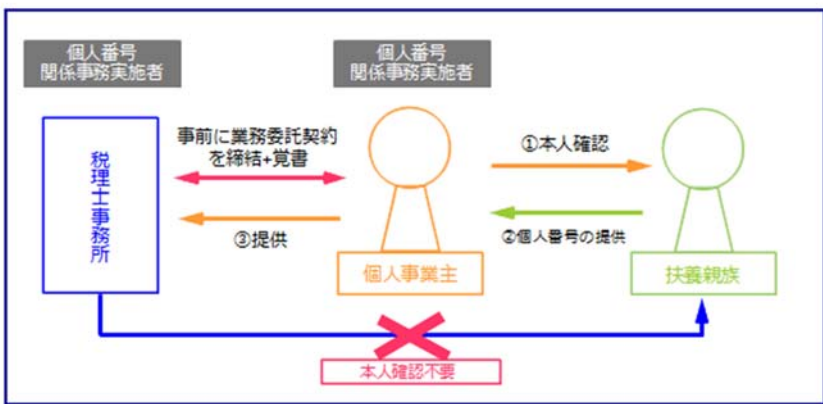
高額な機械を購入する場合は事前に機械メーカーから証明が出るかを確認の上、余裕をもってご相談ください。

# マイナンバー制度についてのお知らせ

**【支払調書の場合】** 給与等の源泉徴収事務にかかる個人番号預かり



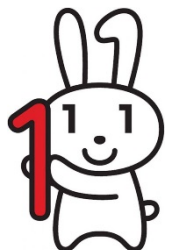
**【確定申告の場合】** 税務代理及び税務書類作成契約による個人番号預かり



紙申告で個人番号を記入する場合、個人番号確認書類及び本人確認書類が要添付

## マイナンバー制度は原則不対応

## 対応をご希望の場合は管理費用が発生します



ご案内の通り、事業者が従業員や取引先から個人番号を預かる場合は安全管理義務が伴います。その義務は法律に定めるセキュリティコストと情報漏えいリスクが発生します。このように負担が伴うことから、税務や社会保険などの書類に個人番号の記載を求められますが、強制規定とされず、記載せずとも受け付けられることになっています。このため、**当事務所は、原則として個人番号を預かることはできません。**

個人番号は扱わないこととしています。ところで、一部の顧問先様から個人番号の取り扱いについてのご相談がありました。具体的には左図のように、お預かりするのは顧問先様（申告される当事者）の個人番号と、申告手続きに付随する関係者の方の番号になります。顧問先様の個人番号及び本人確認書類は当事務所

が保管します。関係者様の情報管理責任は顧問先様にございます。本人確認、番号確認及び安全管理措置の実施はご自身でお願いいたします。当事務所の個人番号お預かりの基準をご案内いたします。

### 【原則的取り扱い】

当事務所は法律が定める個人番号取扱の安全管理基準を満たす体制を整えておりますが、未知の漏えいリスクは消滅しませんので、ご対応はご遠慮しております。

### 【個人番号をお預かりする場合】

個人番号の取扱を希望される場合、個人番号保管費用を負担していただきます。法律に則った管理基準を満たすためには相当な費用が発生しますのでご理解お願いします。

### 【個人番号を記載して紙申告をする場合】

個人番号を記載した申告書等を紙申告する場合、当事務所の身元確認書類、本人確認書類等を添付する必要があります。このため書類作成費用が必要になります。

電子申告の場合は、この書類の添付が不要なので追加の費用は発生しません。

## 配偶者の相続分の見直しがされています

法務大臣の諮問機関の法制審議会は、民法（相続編）の改正草案を中間発表しました。

### ○ 配偶者の相続権の見直しがされています。

見直しの考え方は次の3案で、なおも協議中です。

- ① 婚姻後に増加した財産と婚姻前の財産で相続分に差をつける。
- ② 婚姻20（30）年を経過後に、夫婦の協議で配偶者の相続分を引き上げることができる。
- ③ 婚姻20（30）年を経過後に、当然に配偶者の相続分を引き上げる。

### ○ 配偶者の居住権の確保

【短期居住権】配偶者が居住用に使っていた財産は、遺産分割が確定するまで居住権を認める。

【長期居住権】配偶者が居住用に使っていた財産の居住権を独立した財産として認める。居住権は配偶者一身の権利とする。

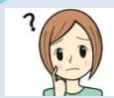
○ **可分財産の取扱** 預金は分割協議前でも法定相続分までは自由に引き出しができる制度を作る。

○ **遺言の書式緩和** 自筆証書遺言の要件のうち、自書を要求される範囲から財産を特定する部分の記載を除く。ただし、自書以外の方法で作成された部分には署名押印を必要とする。

○ **相続人以外の貢献配慮** 相続人以外の者の貢献を配慮する制度をもうける。

この改正案はバブリックコメントを募集したのち、来年の秋をめどに提案される予定。改正されると相続税法にも影響がある上、遺言にも影響が出てきます。今後の経過を見守る必要があります。

## Q&A コーナー



一般社団法人を利用した相続税対策が流行しているといわれていますが、どのようなものですか？

### 一般社団法人をつかった相続対策とは・・・

#### 過度な対策には行為否認の可能性ががあります。

一般社団法人には営利型と非営利型の2分類があります。営利型は株式会社などの普通法人とおなじですが、非営利型の場合は公益法人に近い税務上の取り扱いが認められています。

営利型の場合、すべての収益が課税されるのに対して、非営利型の場合は、法人税法で「収益事業」と認定される34の事業に限定されています。

一般的に法人が寄付を受けた場合は、受贈益として課税の対象とされますが、公益法人は「収益事業」に該当しない限り課税の対象になりません。この制度を利用して財産を非営利型一般社団法人に寄付をして相続対策を行う方法としてもはやされています。

なお、不動産や株式などの財産を法人に寄付した場合は、時価で売買したもの

とみなされ、寄付者にみなし譲渡所得が課税されますので注意が必要です。

非営利型法人とは、解散時の財産の帰属が国などとなり、出資者に還元されない制度です。運用面でも留意すべき点もありますので、ご利用を検討されている場合は当事務所とご相談ください。

なお、過度な相続対策については税務当局も目を光らせています。

相続税法には同族会社等を利用した租税回避行為には行為否認という制度があります。非営利型一般社団法人にも、その運営状況からこの制度を適用すべきとの考え方が出ており、注意する必要があります。